
平成二年法律第二十九号

天皇陛下御即位記念のための十萬円の貨幣の發行に関する法律

第一条 政府は、天皇陛下御即位を記念するため、通貨の單位及び貨幣の發行等に関する法律（昭和六十二年法律第四十二号）第五条第二項に規定するもののほか、十萬円の貨幣を發行することができる。

第二条 前条の規定により發行する貨幣については、通貨の單位及び貨幣の發行等に関する法律第四条、第五条第三項及び第六条から第十条までの規定を適用する。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。